

無線設備規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正の内容

一 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにこれらの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の空中線電力の許容偏差を定めること。
(第十四条関係)

二 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにこれらの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の受信設備が副次的に発する電波の限度を定めること。
(第二十四条関係)

三 時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局の技術基準を定めること。

(第四十九条の六の七、別表第一号、別表第二号及び別表第三号関係)

四 時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局の技術基準を定めること。

(第四十九条の六の八、別表第一号、別表第二号及び別表第三号関係)

五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、周波数分割複信方式を用いるものの技術基準を定めること。

(第四十九条の六の九、別表第一号、別表第二号及び別表第三号関係)

六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、時分割複信方式を用いるものの技術基準を定めること。

(第四十九条の六の十、別表第一号、別表第二号及び別表第三号関係)

七 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、周波数分割複信方式を用いるものの技術

基準を定めること。

(第四十九条の六の十一、別表第一号、別表第二号及び別表第三号関係)

八 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備の試験のための通信等を行う無線局のうち、時分割複信方式を用いるものの技術基準を定めること。
(第四十九条の六の十二、別表第一号、別表第二号及び別表第三号関係)

九 その他規定の整備をすること。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。